

○湖北環境衛生組合議会委員会条例

〔平成9年6月3日〕
条例第3号

改正 平成30年2月1日 条例第1号

(議会運営委員会の設置)

第1条 議会に議会運営委員会を置く。

- 2 議会運営委員会の委員の定数は、4人とする。
- 3 前項の委員の任期は、議員の任期とする。

(特別委員会の設置)

第2条 議会は、次の事件について、議会の議決をもって特別委員会を設置することができる。

- (1) 請願等の審査
 - (2) 懲罰の審査
 - (3) その他議会の運営上特に必要と認める重要な事件の調査
- 2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任)

第3条 議会運営委員会及び特別委員会の委員(以下「委員」という。)の選任は、議長が会議にはかって指名する。

(委員長及び副委員長)

第4条 議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に、委員長及び副委員長1人をおく。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員会の設置期間とする。

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第5条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第6条 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

- 2 委員長及び副委員長にともに事故あるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長及び委員の辞任)

第7条 委員長、副委員長及び委員が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(招集)

第8条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員会設置後、最初の会議は議長が招集する。

(定足数)

第9条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第10条 委員会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は委員として議決に加わることができない。

(傍聴の取扱い)

第11条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(出席説明の要求)

第12条 委員会は、審査又は調査のため、管理者、公平委員会の委員長及び監査委員並びにその委任を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第13条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が、前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(参考人)

第14条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

(参考人の発言)

第15条 参考人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 参考人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 参考人の発言がその範囲を超え、又は参考人に不穏当な言動があるときは、委員長は発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と参考人の質疑)

第16条 委員は、参考人に対して質疑することができる。

2 参考人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第17条 参考人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(記録)

第18条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成

させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成9年6月3日から施行する。

附 則(平成30年2月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。